

燕市小中学校



いきいき課外活動の在り方に係る方針

【概要版】



燕市教育委員会

平成 31 年 3 月

燕市小中学校 いきいき課外活動のイメージ図

基本方針

- ◎ 児童生徒の知・徳・体のバランスの取れた成長を促すために、課外活動に適切な休養日と活動時間を設定します。
- ◎ 小・中学校における教職員のワーク・ライフ・バランスの実現を図ります。
- ◎ 中学校の部活動以外にも体力や技術の向上を目指したい等の生徒のニーズを踏まえた仕組みをつくります。

＜基本方針の実現に向けた取り組み＞

- 方針の策定等（中学校）
- 課外活動の適正な運営に係る研修
- 部活動用指導手引の普及・活用
- 部活動指導員の配置（中学校）
- 適切な指導の実施（体罰・ハラスメントの根絶）
- スポーツ医・科学的な見地、科学的トレーニングの導入

適切な休養日・活動時間の設定

＜中学校一国のガイドラインと県の方針に準じて設定＞

- 休養日について
 - ・週当たり2日以上（平日1日以上、週休日等*1日以上）を設けることを原則とし、年間で100日以上（週休日等）を設け、少なくとも週休日等に50日以上を充てる。
 - ※週休日等とは、土日祝日と学校閉庁日のこと。
 - ・長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じる。
 - ・長期休業中は、ある程度長期の休養期間を設ける。
- 活動時間について
 - ・平日は2時間程度、学校の休業日（長期休業中も含む）は3時間程度とする。
 - ・朝練習は、原則禁止とする。ただし、大会前等でやむを得ず行う場合は、1日の活動時間に含める。
 - ・大会や練習試合等においては、土日に活動が続いたり、活動時間が3時間以上になったりすることがあるが、その後に休養日を設けるなど、学校生活等に支障が出ないように配慮する。特に、日曜日の練習終了時刻に留意する。

＜小学校＞

- 休養日について
 - ・平日は週2日以上（週休日等）を設ける。
 - ・土日祝日や学校閉庁日は休養日とする。
 - ・長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じる。
 - ・長期休業中は、ある程度長期の休養期間を設ける。
- 活動時間について
 - ・1日、1時間程度とする。
 - ・季節によって期間が限られている活動については、目標とする大会等に向けて短期間に集中して活動する。

＜スポーツ少年団＞

- 休養日について
 - ・単位団の活動の目安は、週2～3回を原則とし、年間で概ね160回を超えない範囲とする。（3回×52週＝156回）
- 活動時間について
 - ・平日2時間程度とする。後片付けを含む全ての活動を、21時までに終了する。（ただし、1～3年生は1回の活動時間を60分～90分程度とし、20時までに全ての活動を終了することが望ましい。）
 - ・休日の活動時間は、3時間程度とする。

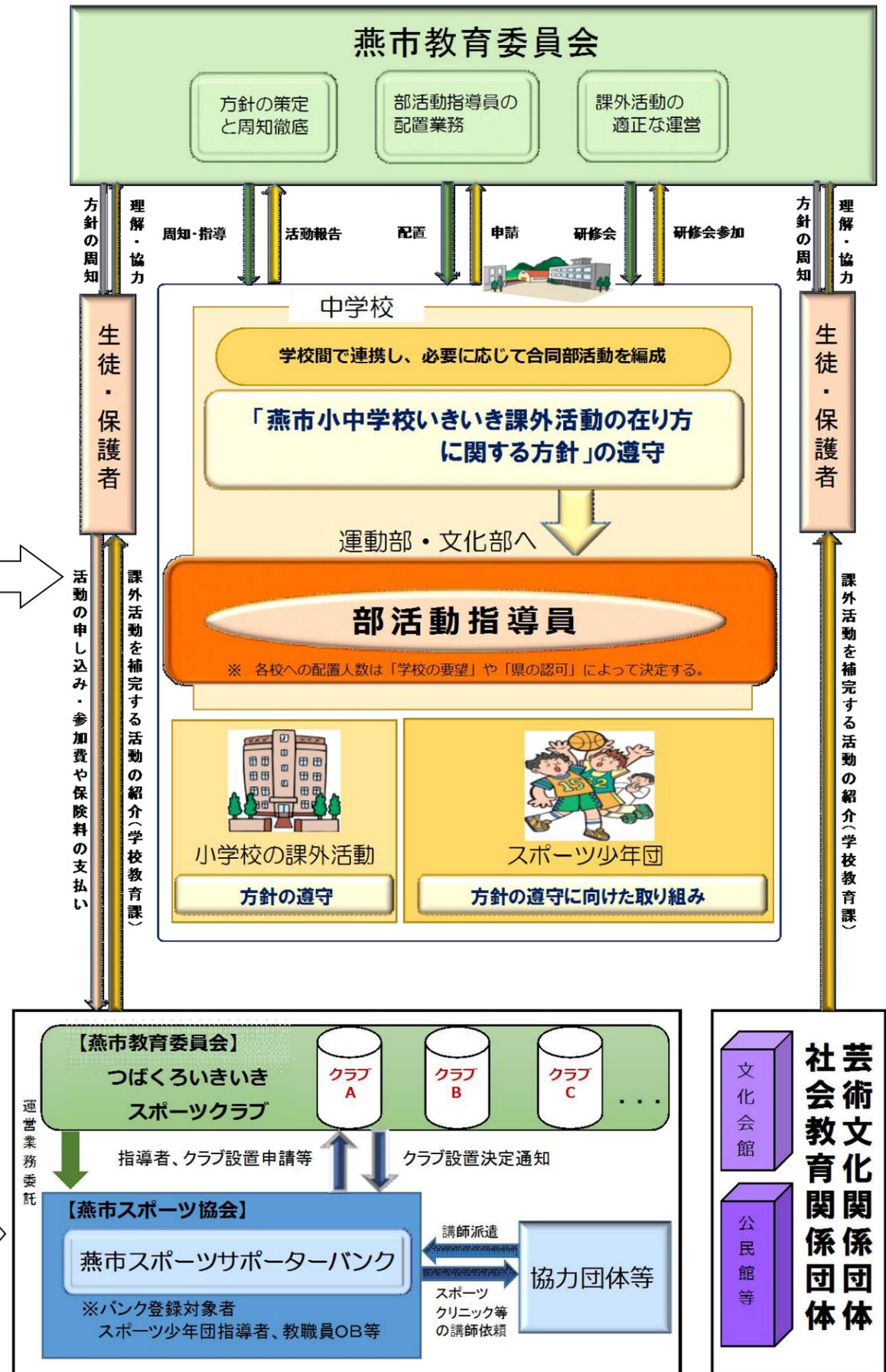
生徒や保護者のニーズを踏まえた環境の整備

＜運動部活動について＞

部活動を補完する仕組みとして「つばくろいきいきスポーツクラブ」を学校教育課に設置し、部活動の他に体力や技術の向上を目指したい生徒を募集する。運営業務については、燕市スポーツ協会に委託をする。

＜文化部活動について＞

芸術文化関係団体・社会教育関係団体等の各種団体との連携などを進めることにより、公民館等で活動している各種教室や講座を紹介する。



< Q & A >

1 適切な休養日や活動時間は、どんなことが根拠になっているのですか？

スポーツ医・科学の観点から、ジュニア期のスポーツ活動時間については、活動時間の上限を、週 16 時間未満とすることが望ましいといわれています。

2 教職員のワーク・ライフ・バランスの実現とは、何を目指しているのですか？

文部科学省は、公立学校の教職員の超過勤務の時間を、1 か月 45 時間を超えないようにするとしており、この実現を目指していきます。

3 他の市町村もこうした方針を策定しているのですか？

多くの市町村が中学校の部活動について、国のガイドラインや県の方針を遵守した内容で方針を策定しています。ただし、小学校やスポーツ少年団の方針の策定や、部活動を補完するスポーツクラブを公で設立するのは、現在のところ本市だけです。

4 この方針は、どのように策定されたのですか？

大学教授やスポーツ少年団関係者、PTAや学校の代表者、燕市スポーツ協会の関係者を委員とした「燕市小中学校いきいき課外活動検討委員会」を平成 30 年 6 月に設置し、5 回の検討委員会の協議を経て策定しました。

5 「部活動指導員」とは、どんな人なのですか？

部活動指導員は、教員がいなくても指導や引率ができる指導者の方を指します。この指導員は、教員免許状を有する方や教員を退職した方、または、日本スポーツ協会の公認スポーツ指導者制度の指導者資格を有する方などが任用されます。なお、部活動指導員は、国のガイドラインや県の方針を遵守することによって市で任用できます。

6 社会体育の活動も、この方針の対象となるのですか？

スポーツ少年団を除く社会体育に関する団体(営利を目的とするスポーツクラブや社会教育関係団体など)は、本方針の対象とはなりません。

7 つばくろいきいきスポーツクラブとは、どのようなクラブですか？

燕市スポーツサポーターバンクに登録された競技または指導の経験のある方が、学校の部活動のない休日に、体力や技術の向上を目指したい生徒に教えるクラブです。

※学校教育課や市内の体育施設にある申込書でお申し込みください。

※活動は、部活動が休養日となる学校の体育館やグラウンドで行います。

※クラブの最低催行人数は、10 名程度です。

※参加費は 1 回 500 円で、月 4 回程度行います。

※クラブの種目や新たな設置については、学校教育課にご相談ください。

(連絡先 学校教育課 77-8191)

